

復興支援森林整備緊急対策（公共）

【15, 575百万円】

対策のポイント

被災地等において間伐等の森林施業と丈夫で簡易な路網の開設や既設路網の機能強化等の基盤づくりを実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により、林地荒廃や林道施設等の被害が発生している中、今後、台風や豪雨等により更なる被害の拡大が懸念されることから、間伐等の森林施業を行い、森林の公益的機能を持続的に発揮する、「災害に強い森林づくり」を推進することが必要です。
- ・また、円高が進行する中、輸入木材価格が下落し、国産材価格にも影響を及ぼす恐れがあることから、路網の整備と計画的な施業を一体的に実施すること等により低コスト化を図り、搬出間伐を推進し、林業の再生を図ることが必要です。
- ・さらに、間伐や除伐等の森林施業は、山村地域における雇用を創出し、地域の活性化に貢献することが期待されています。

政策目標

- 森林の公益的機能の発揮により「災害に強い森林づくり」を推進
- 間伐等森林施業の低コスト化の推進
- 山村地域における雇用を創出

<主な内容>

1. 復興支援森林整備緊急対策（被災地対策）

特定被災地方公共団体及び東日本大震災により林地荒廃等の森林被害が発生した地方公共団体等において、適切な間伐等の森林施業と路網の機能強化等の基盤整備を実施します。

2. 復興支援森林整備緊急対策（全国防災対策）

東海・東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定された市町村のうち、過去に林地荒廃等の森林被害が頻発した市町村を中心に、適切な間伐等の森林施業と路網の機能強化等の基盤整備を実施します。

森林環境保全直接支援事業 7, 136百万円
林業専用道整備事業 456百万円 等
国費率：3／10、45／100、10／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者、（独）森林総合研究所 等

お問い合わせ先：
林野庁整備課 （03-6744-2303（直））